

社会的価値の実現に資する取組の評価項目及び配点の設定例 (100点満点の配点の設定例)

区分	項目		内容	10%の場合				4%の場合					
				例①	例②	例③	例④	例⑤	例⑥				
一般的な 評価項目	実施体制		} 90	} 90	} 90	} 90	} 96	} 96				
	企画											
	広報											
	費用対効果											
社会的取組	重点 評価 項目	環境に配慮した事業活動	ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けていること	2	4	1	2	1	0.5				
			自動車エコ事業所の認定を受けていること	-	2	-	1	-	-				
		障害者等への就業支援	障害者雇用状況の報告義務がある事業主で、障害者法定雇用率を達成していること (障害者雇用状況の報告義務がない事業主である場合も加点対象とする。)	2	1	1	3	1	2				
		男女共同参画社会の形成	女性の活躍促進宣言を提出していること (※1)	1	0.5	1	1	0.5	0.5				
			あいち女性輝きカンパニーの認証を受けていること (※1)	} 2	} 1	} 2	} 2	} 1	} 0.5				
			えるぼし認定を受けていること (※2)							-	-	2	1
	仕事と生活の調和	愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けていること	1							0.5	2	1	0.5
		あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出していること	1	0.5	-	1	0.5	-					
		くるみん認定もしくはプラチナくるみん認定を受けていること (※2)	-	-	2	1	-	-					
	推奨 評価 項目	その他	(エコモビリティライフの推進) あいちエコモビリティライフ推進協議会に加入し、エコ通勤優良事業所の認証を受けていること	1	0.5	-	1	-	-				
			(安全なまちづくりと交通安全の推進) 愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録を受け、活動報告書を提出していること	1	0.5	-	1	-	0.5				
	合計				100	100	100	100 (※3)	100	100			

14 × 10 / 14 = 10点

- (※1) あいち女性輝きカンパニーの評価については、女性の活躍促進宣言を提出していることが前提である。よって、あいち女性輝きカンパニーの認証を受けている場合は、例示のように、女性の活躍促進宣言の提出のみの場合の倍の加点をする。
- (※2) 一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(くるみん、プラチナくるみんは、常時雇用する労働者の数が100人以下、えるぼしは、常時雇用する労働者の数が300人以下。)については、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間に限り、労働局に届出をした行動計画策定届(計画期間が満了していない行動計画に限る。)の写しの提出により、加点の対象とする。
- (※3) 社会的取組の項目の合計点数に14分の10を乗じた数値に、一般的な評価項目の点数を加えて全体の点数とする。(例④の場合、社会的取組の項目の合計点数14点に14分の10を乗じた結果の10点に、一般的項目の90点を加えて合計100点となる。)